

2012 年度臨時総会告示

日本気象学会理事長

これまで総会並びに「天気」誌上でお知らせしてまいりましたように、(社)日本気象学会は、2013年4月に公益社団法人に移行することを目指して、2012年8月7日に内閣府に対して「公益社団法人移行申請」(電子申請)を行いました。申請に伴い、担当部局で申請書類の事前審査等が行われております。その過程で内閣府公益法人担当室から、提出した定款案並びに細則案の一部について修正する必要があるとの指摘がなされました。指摘内容は、①定款案並びに細則案の意味をより明確にするための条文中の語句の修正、②根拠法令である一般社団・財団法人法の趣旨により適合したものとするための条文中の語句の加除であり、いずれも比較的軽微な修正となっております。しかし、定款並びに細則の修正には社員総会の決議を必要とすることから、臨時社員総会を開催し、定款案並びに細則案の修正案の承認をいただくことといたしました。このため、下記のとおり臨時社員総会を開催いたします。通常会員の方はご出席ください。

記

日 時：2012年12月26日(水)
場 所：気象庁内
議 事：定款案及び細則案の修正について

日時・場所の詳細につきましては、確定次第、学会ホームページに掲載するとともに「天気」11月号に掲載いたします。また、総会資料の通常会員への配布等は11月を予定しております。

以上

2012年度臨時総会への参加について

日本気象学会理事会

2012年度臨時総会を上記のとおり開催します。通常会員の皆様には、11月中に総会資料(①総会議案、②総会参加票・兼委任状用紙(はがき))をお送りします。通常会員には総会において議決権を行使していただく必要がありますので、**総会会場への出欠にかかわらず必ず**、総会議案を十分ご検討のうえ、総会参加票(はがき)によって、意思の表明を行って下さい。議長または他の通常会員に議決権を委任される方は、委任状に記載し、必ず押印して提出して下さい。総会参加票、委任状の提出期限等については、別途お送りする総会資料に記載します。

なお、総会に出席した場合は、総会における意思表示が優先されます。

今回の臨時総会は定款等の修正が議案となっておりますので、総会の成立のためには通常会員の3/4以上の出席が必要となります。総会参加票により意思を表明した会員及び委任状を提出した会員は出席とみなされます。

臨時総会が成立しない場合には、公益社団法人への移行が困難となりますので、通常会員の皆様は、総会参加票または委任状の提出を必ず行ってください。

特別会員は、議決権を持ちませんので総会参加の義務はありません。総会資料はお送りしませんが、総会議案は後日ホームページにも掲載しますので、総会会場に出席し、ご発言いただくことや審議の経過等を見ていただくことは大いに歓迎します。ホームページを閲覧出来ない特別会員は、学会事務局までご連絡下さい。

【通常会員と特別会員について】

個人会員には通常会員と特別会員があります。通常会員は社団法人の社員となり、総会での議決権、役員選挙権と被選挙権を持ちます。同時に、総会と選挙に参加する義務を持つこととなります。一方、特別会員はこれらの権利と義務を持ちません。

通常会員と特別会員の選択は会員の自由意思で随時行うことができます。会員種別の変更を希望される場合は、事務局にFAX またはメールでお知らせ下さい。ただし、**2012年度臨時総会については2012年11月9日（金）に通常会員数を確定しますので、それまでにお届け下さい。**

日本気象学会事務局

Fax : 03-3216-4401

E-mail : metsoc-j@aurora.ocn.ne.jp